



まだしっかりしていて大丈夫です。  
認知症ではありません。



不安ではありません。

何もなくてよいです。

不安です。  
将来認知症になったときのために、  
何か対策しておきたいです。

将来の代理人である任意後見人受任者と  
任意後見契約を結びましょう。

すでに現在も不安な方は、  
任意代理契約（財産管理契約）や  
見守り契約も同時に結びましょう。

大丈夫ではありません。  
すでに認知症かもしれません。

地域包括支援センターや社会福祉協議会  
などに相談しましょう。

その後、  
家庭裁判所に成年後見申立

日常的に必要な買い物などが自分ではできない状態

後見開始

日常的に必要な買い物くらいはできるが、  
不動産や自動車の売買などは自分ではできない状態

保佐開始

不動産や自動車の売買は自分でなんとかできるが、  
誰かに代わってやってもらった方がいい状態

補助開始

# 成年後見 フローチャート